

群馬県立女子大学公開講座（高等学校等女子生徒を対象とする授業公開）受講生規程

（趣旨）

第1条 本学の教育活動を地域社会へ広く開放する目的から、県立高等学校及び中等教育学校（以下「高等学校等」という。）の女子生徒（以下「生徒」という。）を対象に、学校外の学修機会の拡大を図り、大学教育に対する理解を深める機会を提供するため、必要な事項を定めるものとする。

（資格）

第2条 公開講座を受講できる者は、生徒が在学する高等学校等の長（以下「学校長」という。）から推薦された者とする。

（受講開始時期）

第3条 公開講座の受講者の受講開始時期は、学期始めとする。

（受講手続き）

第4条 公開講座の受講を希望する者は、所定の期日までに公開講座受講願を当該学校長を経由して学長に提出しなければならない。

（受講許可）

第5条 公開講座の受講の許可は、学長が教授会の意見を聴いた上で行う。

（受講許可の通知）

第6条 学長は、公開講座の受講を許可したときは、その旨を当該学校長及び生徒に通知するものとする。

（受講科目）

第7条 公開講座の受講者は、別に定める授業科目の中から希望する科目を選択して受講するものとする。

（修了証書の交付）

第8条 学長は、公開講座を修了した者に修了証書を交付するものとする。

（受講料）

第9条 公開講座の受講料は、徴収しないものとする。

（受講許可の取消）

第10条 学長は、受講生が疾病その他の事由により受講を続ける見込みがなくなったとき

は、受講の許可を取り消すことができる。

- 2 学長は、前項の規定により受講の許可を取り消したときは、その旨を当該学校長及び生徒に通知するものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、学則その他の学生に関する諸規定は、公開講座の受講生について準用する。

第12条 公開講座の受講に関する細部の事項については、その都度当該学校長と協議するものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、教務管理委員会に諮り、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に廃止前の群馬県立女子大学群馬県立女子大学公開講座（高等学校等女子生徒を対象とする授業公開）受講生規程の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。